一 般 競 争 入 札 公 告

社会福祉法人桐和会が運営する介護施設における物品購入業者の選定につき、令和８年度埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業補助金に係る事業として、以下のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 11 月 20 日

社会福祉法人 桐和会

理事長　岡本和久

１．入札内容

（１）納入品名　見守り支援機器（パラマウントベッド「眠り SCAN」140 台。仕様及び付属品・設置設定等の範囲は別途仕様書による。）

（２）設置場所 特別養護老人ホームタムスさくらの杜川口　　埼玉県川口市神戸 539-5

（３）納入期限　令和９年２月末日（具体的な納入・設置・検収日は契約書及び仕様書で定める。補助事業の完了期限を遵守すること。）

２．入札方法等

（１）入札方法　一般競争入札

（２）予定価格　有（非公表）

（３）最低制限価格　無

（４）入札保証金　無

（５）契約保証金　無

３．参加資格

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（３）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（４）理事が役員をしている企業でないこと。また、本法人の役員等と特別の利害関係があり、契約の公正性を損なうおそれのある者でないこと。

（５）入札仕様書の要求する事項を確実に履行可能であり、指定製品の正規の調達経路、納入・設置・保守体制を確保できる者であること。

（６）令和７・ 8 年度埼玉県物品等競争入札参加資格者情報の「物品等」に登録があること。

４．入札参加申請書の提出

（１）提出書類　①競争入札参加申請書（書式は事前連絡時に配布）

②会社案内

（2）提出期間 令和 8 年 11 月 20 日（金）～令和 8 年 12 月 1 日（火）

午前 9 時～午後 5 時まで（但し、土・日曜日を除く）

（3）提出方法　持参（事前連絡のこと）。郵送による申請の可否は公告前に補助事業担当部署へ確認すること。

（4）提出・問合先 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町 7-21-5　篠崎ツインプレイス 21 番街区 4 階

社会福祉法人桐和会（タムスグループ本部　担当：小西）

電話 03-5664-6350　FAX 03-3676-6951

e-mail m-konishi@tums.or.jp

5．入札参加資格の確認及び仕様書の配布

（1）入札参加資格確認審査後、令和 8 年 12 月 2 日（水）までに e-mail 又は FAX にて通知を行う。

（2）入札参加資格「有」とされた事業者には、併せて仕様書・入札書等の書式を送付する。

6．仕様書に関する質疑

（1）提出期限 令和 8 年 12 月 9 日（水）午後 3 時までに上記連絡先にて e-mail・FAX にて受け付ける。

（2）質疑回答　令和 8 年 12 月 16 日（水）午後 3 時までに e-mail 又は FAX にて回答する。

質疑内容及び回答は、参加資格を確認できた全ての参加者に同一内容を同時に通知する。

7．入札日程

（1）入札日時 令和 8 年 12 月 25 日（金）午前 10 時 00 分から（即日開札）

（2）入札場所 タムスグループ本部・会議室

東京都江戸川区篠崎町 7-21-5　篠崎ツインプレイス 21 番街区 4 階

8．落札者の決定

（1）入札開始時刻に遅れた場合は入札に参加できない。
（2）入札時には、一般競争入札参加資格確認書を必ず持参すること。また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。
（3）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数のある場合は、その端数金額は切り捨てる）をもって落札価格とするので、入札に当たっては、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
（4）落札者の決定は、予定価格以下の有効な入札をした者のうち最低価格で入札した者とする。また、落札者となるべき同額の入札をした者が 2 者以上いる場合には、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。
（5）予定価格以下の有効な入札がない場合は、再度入札を実施する。
（6）入札回数は、再度入札を含めて 2 回までとする。
（7）1 回目の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。
（8）再度入札を実施しても落札者が決定しない場合は、補助事業を所管する機関の長の判断・承認等、埼玉県の適用基準に従った手続を経た場合に限り、指名競争入札又は随意契約への移行を検討する。
随意契約を行う場合も、契約金額は予定価格以下とし、交渉経過及び決定理由を記録する。
（9）入札参加者が 1 者の場合も入札を執行する。ただし、1 者入札の取扱い及び再度入札の可否については、

埼玉県の適用基準及び補助事業担当部署の指導に従う。

(10) 入札金額見積内訳書は、入札書と併せて提出するものとする。
内訳書の記載内容に不備がある場合の取扱いは、入札時に説明する条件及び本公告の入札無効規定による。

(11) 決定から本契約までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第 2 条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。(契約辞退を申し出るものとする)

９．入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札。

（２）参加資格審査のために求めた資料の提出又は説明に正当な理由なく応じなかった者がした入札。

（３）郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札。

（４）入札時に提出を求めた入札金額見積内訳書に、入札金額との不一致その他公告・仕様書に定める重大な不備がある入札。

（５）談合その他不正行為があったと認められる入札。

（６）虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札。

（７）入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札。

（８）次に掲げる入札をした者がした入札。

・入札者の捺印がないもの。

・捺印された印影が明らかでないもの。

・記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札。

・金額の訂正のある入札書による入札。

・記載すべき事項の記入のないもの。又は、記入した事項が明らかでないもの。

・代理人で委任状を提出しない者がしたもの。

・2 以上の入札書を提出した者がしたもの。又は、2 以上の者の代理をした者がしたもの。

（９）その他公告に示す事項に反した者がした入札。

１０．契約方法等

（１）本契約の締結は、本法人の経理規程に定める決裁及び必要な理事会承認を経た後とする。

（２）契約書の作成は落札者がするものとする。

（３）納入品が仕様書に定める性能・品質その他の条件に適合しない場合、受注者は自己の費用と責任において、速やかに適合品への交換その他必要な措置を講じるものとする。

（４）代金の支払いは、納入品が検査に合格した後、代金請求書を受理した日から 30 日以内に振込にて行う。

１１．その他

（１）社会福祉法人桐和会経理規程の適用を受けること。

（２）提出された入札参加申請書等の返却はしない。

（３）本入札及び契約手続には、「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準」及び「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続指導事項」を適用し、埼玉県又は補助事業担当部署から指導があった場合はこれに従う。

以上